

許可番号第09670007590号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市伊古部町字東荒子41番地

氏 名 株式会社 マルサワ
代表取締役 大熊 周三 様

優良

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 佐原 光 一

許可の年月日 平成30年11月 5日
許可の有効年月日 平成37年10月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(焼却、中和)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 焼却

引火性廃油、感染性産業廃棄物、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)、特定有害汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)、特定有害廃酸(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)、特定有害廃アルカリ(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)

以上 46品目

イ 中和

腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

以上 2品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所

豊橋市伊古部町字東荒子41番

イ 設置年月日

平成9年2月15日

ウ 処理能力

引火性廃油 6.2985m³/日 (0.62985m³/時間)

感染性産業廃棄物 13.92t/日 (1.392t/時間)

特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)

6.2985m³/日 (0.62985m³/時間)

特定有害汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)

14.86m³/日 (1.486m³/時間)

特定有害廃酸 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)

2.28m³/日 (0.228m³/時間)

特定有害廃アルカリ (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの)

2.28m³/日 (0.228m³/時間)

エ 許可年月日

平成9年1月14日

オ 許可番号

8令豊保第382-5号

(2) 中和施設

ア 設置場所

豊橋市伊古部町字東荒子41番

イ 設置年月日

平成9年2月15日

ウ 処理能力

腐食性廃酸 0.3m³/日 (0.03m³/時間)

腐食性廃アルカリ 0.3m³/日 (0.03m³/時間)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3 許可の条件

複写無効



許可番号第09670007590号

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年10月29日 更新許可

平成20年10月29日 更新許可

平成25年10月29日 更新許可

平成30年11月 5日 更新許可(優良認定)

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 ・

複写無効

